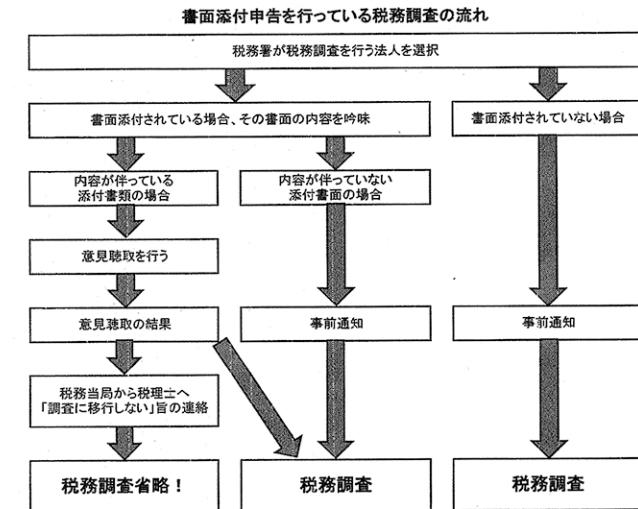


## 知られていない税務調査を省略する制度のまとめ

税理士 虹田昭史

第10回



書面添付した際の  
税務調査の流れ

上経過した現在でも、多くの社長さんがご存知ないのは、とても勿体ないことです。

## 知られていない税務調査を省略する制度のまこと

の確認を2～3日間かけて行います。

書面で作成し、その書面を申告書に添付して申告することと、「書面添付制度」という名称になっています。

この書面が添付されない申告を行っている場合には、税務調査の対象に選ばれると税務署から連絡が来て税務調査が行われます。通常は税務調査官が複数人（2名が多いです）会社に来て、帳簿、請求書、領収書、議事録などを確認し、質問などを行ながう適正に申告がなされているか

まき李富ばつの目に卦わ富

の確認を2～3回間かけて行います。

（ただし、この書面の内容が薄いと書面添付には該当せず、意見聴取を経ずに通常の税務調査となってしまうので、書面を記載する税理士の力量が試されます）。具体的には、上図を参照ください。

のです 下図からその理由を見てみると、とにかく残念なことに始めて自分との合意なのです……。この書面添付制度を理解しないで、さらに顧問先生に制度を紹介しないで、由のトップ3は、「時間がない」「労力がかかり煩雑だから」「添付する効果が少ない」からです。

下図 東京税理士会の業務対策部が行った「平成26年度税務調査・書面添付制度アンケート集計結果」により、明らかであります。それは、めだと考えます。それが、印についているので、預金を

ら」です。本来税理士は顧問先にこの制度について概要と活用のメリットを説明し、そのうえで活用すべきかしないかを顧問先に選択いただるべきなのです。

しかし、専門家である税理士側の都合により、残念ながら多くの社長さんは、この「書面添付制度」 자체を知りされていないというのが実態です。

私はこの状況を改善すべく、セミナー等も開催す

書類不記入がござります。方針もござります。	平成26年度から書面添付制度を実施しておられます。この制度でも「書面添付制度について」説明してまいりました。
時間や労力がかかる 添付する効果がある	回答

調査 ケート集計結果		
理由(複数回答可)		
	件	割合(%)
	1,205	100.0
雑	634	52.6
	626	52.0

回答件数	件	割合(%)
	1,205	100.0
時間や労力がかかり煩雑	634	52.6
添付する効果が不明	626	52.0
科目内訳及び概況書で十分	391	32.4
報酬の請求が困難	317	26.3
責任問題やリスクが心配	261	21.7
税務調査があった方がよい	140	11.6
記載方法が難しい	113	9.4
その他	80	6.6
顧問先の理解が得られない	71	5.9
顧問先の選別化につながる	61	5.1

出典：東京税理士会（東京税理士会会報）



【事務所紹  
至西昌

蛭田昭史税理士事務所、顧問先数450社で税務調査省略率100%！ 従業員数25名、品川区西五反田の22の17F TOCビル11F（ハイセールを行つて）で、この冬は大学入試の会場として多くの受験生が訪れていました。03-33490-33477、ぜひホームページをご覧ください。  
<https://www.hiruta-kakki.com/>